

年 月 日

栗山町長 様

住所

氏名

印

## 栗山町空き家バンク登録申請書

栗山町空き家バンク運営要綱（以下「要綱」という。）に定める内容に同意し、次の1～10に相違ないので要綱第3条第1項の規定により、栗山町空き家バンクへ登録を申請します。

### 記

- 1 申請する「空き家」は居住することができる住宅及び敷地で、登記済である。
- 2 申請する「空き地」は住宅又は店舗等を建築することができる更地で、登記済である。
- 3 申請する「空き家」又は「空き地」に係る税の滞納はない。
- 4 登録内容は、「栗山町空き家バンク登録票」（様式第2号）のとおりである。
- 5 登録情報について、北海道及び北海道空き家情報バンク管理者と情報を共有することを了承し、北海道空き家情報バンク及び全国版空き家・空き地バンクへの情報掲載についても了承する。
- 6 登録情報について、町内の宅地建物取引業者に提供することを了承する。
- 7 登録情報について、栗山町及び町内の宅地建物取引業者が現地確認する際の敷地への立入を了承する。
- 8 登録情報を栗山町空き家バンクサイト上で公開することを了承する。
- 9 栗山町は、空き家又は空き地の当事者間の売買又は賃貸借に係る交渉及び契約について、直接関与しないことを了承する。
- 10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではない。

### 【留意事項】

※登録には、「空き家」又は「空き地」の登記がされていることが必要です。

（申請者と登記上の所有者が異なる物件については、当該所有権の実態が確認できる書類の添付が必要です。）

※登録する「空き家」又は「空き地」を売買又は賃貸できる者が複数いる場合（共有名義など）は、連名で申請するか、若しくは同意書を添付してください。

※「空き家」とその敷地の名義が異なる場合は、連名による申請若しくは同意書を添付してください。

※「空き家」の敷地や「空き地」が登記上の地目が農地の場合は、農地以外への地目変更登記が必要です。

※外観写真がない場合でも登録は可能ですが、できる限り添付願います。

※売買に係る登録については、抵当権等が抹消できることが必要です（登記事項証明書を確認願います）。

※仲介事業者が仲介を行う場合は、媒介契約が必要であり、成約時に仲介手数料（宅地建物取引業法に基づく額の範囲内）を支払う必要があります。

※宅地建物取引業者と既に媒介契約を締結している場合は、その契約書の写しを添付して下さい。

※所有者の個人情報は非公開とします。

※栗山町個人情報保護条例（平成8年条例第10号）の趣旨に基づき、申請書等に記載された個人情報は、適切に管理するとともに、利用希望者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。